

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、バーゼル合意を踏まえて最終指定親会社告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier 1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、最終指定親会社告示第2条の2第5項第1号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された G-SIBs」という。）又は最終指定親会社告示第2条の2第5項第2号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、最終指定親会社告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。</p> <p>資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。</p> <p>カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスクアセットの額を保有する信用リスクアセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。最終指定親会社告示第2条の2第4項第1号における金融庁長官が別に指定した比率（以下「カウンター・シクリカル・バッファ比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP 比率、金融機関の貸出態度 DI など）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファ比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファ比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から1年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファ比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。</p>	<p>IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、バーゼル合意を踏まえて最終指定親会社告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier 1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、最終指定親会社告示第2条の2第5項第1号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された G-SIBs」という。）又は最終指定親会社告示第2条の2第5項第2号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、最終指定親会社告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。</p> <p>資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。</p> <p>カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスクアセットの額を保有する信用リスクアセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。最終指定親会社告示第2条の2第4項第1号における金融庁長官が別に指定した比率（以下「カウンター・シクリカル・バッファ比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP 比率、金融機関の貸出態度 DI など）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファ比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファ比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から1年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファ比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>G-SIBs バッファ、D-SIBs バッファとは、それぞれ、最終指定親会社告示に指定された G-SIBs、最終指定親会社告示に指定された D-SIBs に対し、当該最終指定親会社等のシステム上の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファ水準は、システム上の重要性を勘案した上で最終指定親会社告示に定める。</p> <p>グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks; G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）第3条第5項第1号の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の5基準に基づき G-SIBs が選定されており、これに鑑み最終指定親会社告示で指定する。</p> <p>国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する12指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む。）のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等を D-SIBs に選定し、うち最終指定親会社については最終指定親会社告示で指定する。</p> <p>なお、4つの基準に関連する12指標と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。</p>	<p>G-SIBs バッファ、D-SIBs バッファとは、それぞれ、最終指定親会社告示に指定された G-SIBs、最終指定親会社告示に指定された D-SIBs に対し、当該最終指定親会社等のシステム上の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファ水準は、システム上の重要性を勘案した上で最終指定親会社告示に定める。</p> <p>グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks; G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）<u>第3条第5項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第2号第32面項番3の額</u>（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の5基準に基づき G-SIBs が選定されており、これに鑑み最終指定親会社告示で指定する。</p> <p>国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する12指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む。）のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等を D-SIBs に選定し、うち最終指定親会社については最終指定親会社告示で指定する。</p> <p>なお、4つの基準に関連する12指標と各指標のスコア算出上のウ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
(以下略)	エイトは下の表のとおり。 (以下略)